

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 7月29日
【会社名】	昭和リース株式会社
【英訳名】	Showa Leasing Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 明正
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽一丁目 4 番14号
【電話番号】	03-4284-1111
【事務連絡者氏名】	執行役員 財経・管理部門長 黒住 公一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽一丁目 4 番14号
【電話番号】	03-4284-1160
【事務連絡者氏名】	執行役員 財経・管理部門長 黒住 公一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月3日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年7月29日に社債の利率につき仮条件を提示するとともに、引受人及び引受けの条件等を内定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）
  - 利率の欄
  - 利払日の欄
  - 利息支払の方法の欄
  - 償還期限の欄
  - 償還の方法の欄
  - 申込期間の欄
  - 払込期日の欄
  - 欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託
  - (1) 社債の引受け

### 第二部 企業情報

#### 第1 企業の概況

#### 2 沿革

#### 第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
  - (1) コーポレート・ガバナンスの状況
    - 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況
  - 2) その他の企業統治に関する事項
    - (監査役に対する報告体制)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

利率の欄

（訂正前）

利率（％）	未定 （平成27年7月29日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成27年8月5日から平成27年8月11日までのいずれかの日（以下、「利率決定日」という。）に決定する予定である。）
-------	---

（訂正後）

利率（％）	未定 （平成27年8月5日から平成27年8月11日までのいずれかの日（以下、「利率決定日」という。）において東短ICAP株式会社提示の円の3年スワップ・オフアード・レートに0.18%を加えた率～同レートに0.28%を加えた率を仮条件とする。）（注）11
-------	---

利払日の欄

（訂正前）

利払日	毎年2月18日及び8月18日（注）11
-----	---------------------

（訂正後）

利払日	毎年2月18日及び8月18日（注）12
-----	---------------------

利息支払の方法の欄

（訂正前）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>（1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、平成28年2月18日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月18日及び8月18日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。（注）11</p> <p>（2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>（3）半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>（4）償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	---

（訂正後）

利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>（1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、平成28年2月18日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月18日及び8月18日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。（注）12</p> <p>（2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>（3）半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>（4）償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	---

## 償還期限の欄

(訂正前)

償還期限	平成30年8月17日(注)12
------	-----------------

(訂正後)

償還期限	平成30年8月17日(注)13
------	-----------------

## 償還の方法の欄

(訂正前)

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成30年8月17日にその総額を償還する。(注)12 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)9 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	--

(訂正後)

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成30年8月17日にその総額を償還する。(注)13 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)9 元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	--

## 申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成27年8月11日(注)13
------	-----------------

(訂正後)

申込期間	平成27年8月11日(注)14
------	-----------------

## 払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成27年8月18日(注)13
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	平成27年8月18日(注)14
------	-----------------

## 欄外注記

(訂正前)

(注)

&lt;前略&gt;

- 11 利払日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 12 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に変更されません。
- 13 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年7月29日から平成27年8月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成27年8月5日から平成27年8月11日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成27年8月12日から平成27年8月18日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成27年8月5日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成27年8月12日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

&lt;前略&gt;

- 11 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、利率決定日に決定する予定であります。
- 12 利払日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 13 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に変更されません。
- 14 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年7月29日から平成27年8月11日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成27年8月5日から平成27年8月11日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成27年8月12日から平成27年8月18日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成27年8月5日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成27年8月12日」となることがありますのでご注意ください。

(注) 11の追加及び11、12、13の番号変更

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定(注)	未定(注)	未定(注)	未定(注)
計	-	10,000	-

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、新生証券株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号）、SMB C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）、みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）及び野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成27年7月29日から平成27年8月7日までの間に決定し、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,300	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
新生証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	3,100	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000	
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	300	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	300	
計	-	10,000	-

(注) 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

(訂正前)

平成18年8月 資本金を243億円に減資  
<前略>  
<後略>

(訂正後)

平成17年6月 資本金を243億円に減資  
<前略>  
<後略>

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

#### 2) その他の企業統治に関する事項

(監査役に対する報告体制)

(訂正前)

<前略>

\_\_ . 上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、一切不利な取扱いを受けないものとする。

(訂正後)

<前略>

\_\_ . 上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、一切不利な取扱いを受けないものとする。